

News Release

令和4年1月27日

「令和4年度除去土壌等の減容等技術実証事業」の 実証テーマの公募について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社では、環境省から委託を受け、中間貯蔵開始後30年以内の最終処分を見据えた除去土壌等の減容・再生利用等に活用し得る技術の実証試験を行い、その効果、経済性、効率性等を確認・評価するため、実証試験の対象となる技術を3月10日（木）（令和3年度からの継続事業は2月10日（木））まで公募いたします。

1. 概要

除染で発生した土壌などについて、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分を見据えた減容・再生利用等に活用し得る技術を広く公募します。

応募のあった技術については、外部有識者から構成される審査委員会において厳正な審査を行い、採択します。

2. 採択予定件数

単年度、複数年度の提案から10件程度を上限とし、外部有識者による審査の上、決定します。

3. 予算

1件あたりの年間金額は、2,000万円（税抜）を上限とします。ただし、技術実証フィールドの実証ヤードを利用した実証事業を行う場合、1件あたりの年間金額は5,000万円（税抜）を上限とします。

4. 実施期間

契約締結後から令和5年3月31日（金）までです。

複数年度で行う事業は、原則として3年以内とし、毎年度の達成目標をあらかじめ設定して下さい。設定した目標の達成状況等については、各途中年度では、年度毎に審査委員（外部有識者）による評価を行い、事業継続実施の可否について審査します。審査の結果継続となった場合、契約手続きを行います。

5. 実施場所

実証試験の実施場所は、請負者が決めることとします。その際に必要な調整（自治体等との調整を含む）は、JESCO と事前に相談の上請負者が自ら行うこととします。ただし、中間貯蔵施設区域内に整備された技術実証フィールドを利用することもできます。また、技術実証フィールドで試験を実施する際は、中間貯蔵施設区域内の土壌等を提供することが可能な場合がありますので、事前にご相談ください。

6. 応募

公募要領に基づき、令和4年3月10日（木）17：00（令和3年度からの継続事業は令和4年2月10日（木）17：00）までに、下記提出先まで郵送またはメールにて申請書を提出してください。持参は受け付けません。

なお、郵送の場合は封筒の表の左下に「公募書類在中」と記入して下さい。

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵事業部 技術課

メールで送付の場合は以下のメールアドレスに件名を「公募書類」として、メール送付してください。

chukan_tec_koubo@jesconet.co.jp

7. スケジュール（案）

概ね以下のスケジュールで進める予定です。

（1）令和4年度新規公募事業

- ・令和4年3月10日 公募締切り
- ・令和4年3月～4月 一次審査（書類審査）及び二次審査（口頭審査）
実証テーマの決定、審査結果の通知、契約手続き
- ・令和4年5月 契約締結
- ・令和4年6月～12月 実証事業の実施
- ・令和5年1月～2月 結果取りまとめ、実証事業結果の評価を実施
- ・令和5年2月～3月前半 成果報告会

（2）令和3年度からの継続事業

- ・令和4年2月10日 公募締切り
- ・令和4年2月～3月 一次審査（書類審査）及び二次審査（口頭審査）
審査結果の通知、契約手続き
- ・令和4年4月 契約締結
- ・令和4年4月～12月 実証事業の実施

- ・ 令和5年1月～2月 結果取りまとめ、実証事業結果の評価を実施
- ・ 令和5年2月～3月前半 成果報告会

添付資料

- ・ 令和4年度除去土壌等の減容等技術実証事業公募要領
- ・ (別紙1-1) 技術実証フィールド
- ・ (別紙1-2) 技術実証フィールドの施設紹介
- ・ (別紙2) 知的財産権特約条項
- ・ (様式1) 「令和4年度除去土壌等の減容等技術実証事業」に関する提案書
- ・ (様式2) 配置予定技術者(放射線管理責任者)の能力

<連絡先>

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵事業部 技術課 秋山(あきやま)・畑(はた)

TEL : 03-6635-4902 (直通)

FAX : 03-6743-7800